

# 神流町森林整備計画

計画期間 自 令和 2 年 4 月 1 日  
至 令和 12 年 3 月 31 日  
(変更令和 4 年 4 月 1 日)

群 馬 県  
神 流 町

# 目 次

<b>I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項</b>	
1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	1
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	4
<b>II 森林の整備に関する事項</b>	
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1 樹種別の立木の標準伐期齢	5
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
(1) 伐採方法について	
(2) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
3 その他必要な事項	7
第2 造林に関する事項	
1 人工造林に関する事項	8
(1) 人工造林の対象樹種	
(2) 人工造林の標準的な方法	
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2 天然更新に関する事項	9
(1) 天然更新の対象樹種	
(2) 天然更新の標準的な方法	
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	10
(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準	
(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	
4 森林法第10条の9第4項の規定の基づく伐採の中止又は造林の命令の基準	11
(1) 更新に係る対象樹種	
(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数	
5 その他必要な事項	12
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	13
(1) 標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
(2) 実施時期の標準的な間隔	
2 保育の種類種別の標準的な方法	13
3 その他必要な事項	13
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	14
(1) 公益的機能別施業森林の区域の設定	
(2) 公益的機能別施業森林の区域別森林施業の方法	

2	木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	16
	(1) 区域の設定	
	(2) 森林施業の方法	
3	その他必要な事項	17
	(1) 市町村独自の公益的機能別施業森林の区域の設定	
	(2) 市町村独自の公益的機能別施業森林の区域別施業の方法	
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の施業又は経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	18
2	森林の施業又は経営の受委託等による森林の規模拡大を促進するための方策	18
3	森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	18
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	18
5	その他必要な事項	19
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	19
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	19
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	19
4	その他必要な事項	19
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	20
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	20
3	作業路網の整備及び維持運営に関する事項	
	(1) 基幹路網に関する事項	
	(2) 細部路網に関する事項	
4	その他必要な事項	22
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	23
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	24
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	24
4	その他必要な事項	25

### III 森林の保護に関する事項

第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	26
	(1) 区域の設定	
	(2) 鳥獣害の防止の方法	
2	その他必要な事項	27
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	27
	(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法	
	(2) その他	
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	27

3	林野火災の予防の方法-----	28
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項-----	28
5	その他必要な事項-----	28
	(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分	
	(2) その他	

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1	保健機能森林の区域-----	29
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業 の方法-----	29
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項-----	30
	(1) 森林保健施設の整備	
	(2) 立木の期待平均樹高	
4	その他必要な事項-----	30

#### V その他森林の整備のために必要な事項

1	森林経営計画の作成に関する事項-----	31
	(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項	
	(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域	
2	生活環境の整備に関する事項-----	32
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項-----	32
4	森林の総合利用の推進に関する事項-----	32
5	住民参加による森林の整備に関する事項-----	33
	(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項	
	(2) 上下流連携による取り組みに関する事項	
	(3) 林業の再生と新たな森林空間の活用	
	(4) その他	
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項-----	33
7	その他必要な事項-----	34
	(1) 保安林の他法令による制限に関する事項	
	(2) 町有林の整備	
	(3) 基幹路網の継続的な開設を実施する地域	

# I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

## 1 森林整備の現状と課題

本町は「鶴舞う形の群馬県」でいう右の翼の先端に位置している。町の中央部を御荷鉾林業地帯の恵みである「清流・神流川」が町西側の上野村から東の藤岡市へと流れている。

本町の総面積は11,460haであり、林野面積は10,391haと町の総面積の約90.7%を占めている。森林の保有形態別に見ると、国有林1,858ha(17.9%)、公有林378ha(3.6%)であり、法人・共有・個人を合わせた私有林は8,156ha(78.5%)となっている。

国有林を除く民有林面積は8,533haで、そのうちスギ、ヒノキを主体とした人工林の面積が4,987haとなっており、人工林率は58.4%と高い水準にある。町の基幹産業として素材生産を進めるため搬出間伐を推進するとともに、植栽後間もない若い林分もあることから引き続き保育・間伐といった森林整備全般を適正に実施していくことが重要となっている。

## 2 森林の整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

本町の森林資源の構成等を踏まえ、森林の有する各機能において、その機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおり(表1)とする。

表1 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能		森林の働き(機能)	機能に応じた望ましい森林の姿
公益的機能	水源涵養機能	洪水緩和/水資源貯留/水量調整/水質浄化	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等を整備されている森林
	山地災害防止機能/土壌保全機能	表面浸食防止/表面崩壊防止/その他の土砂災害防止(落石防止、土石流発生防止・停止促進)土砂流出防止/土壌保全(森林の生産能力維持)/その他の自然災害防止機能(雪崩防止、防風、防雪など)	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
	快適環境形成機能	機能緩和(夏の気温低下と冬の気温上昇、木陰)/大気浄化(塵埃吸着、汚染物質吸収)/快適生活環境形成(騒音防止、アメニティ)	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
	保健・レクリエーション	療養(リハビリテーション)	身近な自然や自然とのふれあいの場

レクリエーション機能	／保育（休養、散策、森林浴） ／レクリエーション（行楽、スポーツ等）	として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	景観（ランドスケープ）・風致 ／学習・教育（生産・労働体験の場、自然認識・自然とのふれあいの場）／芸術／宗教・祭礼／伝統文化／地域の多様性維持（風土形成）	史跡・名勝等と一体となっている潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	遺伝子保全／生物種保全（植物種保全、動物種保全（鳥獣保護）、菌類保全）／生態系保全（河川生態系保全、沿岸生態系保全（魚つき））	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	木材（建築材、木製品原料、パイプ原料、燃料材）の生産等	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

## （２） 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

1の森林整備の現状と課題を踏まえて、（１）で掲げる森林の有する機能について、それぞれの機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくための整備指針は次のとおり（表2）とする。

表2 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等周辺の存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や町民（町民または地域住民。以下同じ）のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を促進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る

	<p>必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
<p>快適環境形成機能</p>	<p>町民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等があつて、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のため有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や快適な保育・間伐等を促進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている防風林等の保全を推進することとする。</p>
<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、町民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、町民や来訪者に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や利用者のニーズ等に応じて広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
<p>文化機能</p>	<p>史跡、名勝等の所存する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
<p>生物多様性保全機能</p>	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことから、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランスよく配置さ</p>

	<p>れていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
木材等生産機能	<p>林木の育成に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進するものとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、経級の林木を生育させるため適切な造林、保育及び間伐等を促進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

注1： 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や濁水を防ぐ役割については、人為的に防御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことを留意する必要がある。

2： これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要がある。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

県、町、森林組合、森林所有者、森林管理署が相互に連絡を密にし、森林・林業の活性化に向けて長期的展望に立った林業諸施策の総合的な実施を推進するものとする。



## II 森林の整備の方法に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

主要樹種について、標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である標準的伐期齢を次のとおり定める。また、特定苗木等が調達可能な地域では、その特性に対応した標準伐期齢を検討するよう努めることとする。

なお、標準伐期齢に達した時点で森林の伐採を義務づけるためのものではない。

表3 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹種別の標準的伐期齢					単位：年	
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹	
						用材	その他
全域	35	40	35	40	60	70	15

注：広葉樹のその他には、薪炭材、パイプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含む。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐とは、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

立木及び搬出に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）」を踏まえるとともに、森林の有する多面的機能の維持増進並びに対象森林の自然条件及び社会的条件に配慮するとともに、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとする。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認したうえで配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとする。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

なお、生物多様性の保全の観点から、必要に応じて溪流周辺や尾根筋等に所用の保護樹帯を設けるなどの方法を考慮するものとする。

表4 (1)伐採方法について

区分	伐採方法
皆伐	皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図る。
択伐	択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工

	<p>造林による場合にあつては40%以下)の伐採とする。</p> <p>択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。</p>
--	--

表5 (2)立木の伐採(主伐)の標準的な方法

施業の区分	標準的な方法
育成単層林	<p>① 主伐は、自然条件や公益的機能の確保の必要性等により、1ヶ所当たりの伐採面積、伐採箇所分散に配慮する。また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害の防止や風致の維持等、必要に応じた保護樹帯を設置する。</p> <p>② 主伐の時期は、重視すべき公益的機能の発揮に配慮する。</p> <p>③ 伐採後は、ぼう芽更新が確実な林分以外は、郷土樹種や広葉樹も視野に入れ、現地の自然条件に適した樹種を選定、植栽し、早期に更新する。また、ぼう芽更新は、必要に応じ、芽かき、植込みを実施する。</p> <p>④ 皆伐後天然更新を行う場合は、天然下種更新、ぼう芽更新が確実な林分を対象とする。特に、天然下種更新を行う場合は、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮する。</p> <p>⑤ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。</p> <p>⑥ 森林の多様性機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。</p>
育成複層林	<p>① 主伐にあたっては、複層林に誘導するため、特に自然条件を踏まえて森林の構成樹種、林分構成等を勘案して実施する。</p> <p>② 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構成に誘導するよう、適切な伐採率と繰り返し期間による。</p> <p>③ 皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所分散等に配慮する。</p> <p>④ 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮する。</p> <p>⑤ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。</p> <p>⑥ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。</p>
天然生林	<p>① 天然生林の皆伐は、施業地周辺の人工林の生育状況、自然条件及び技術体系からみて人工植栽又は天然更新による成林が確実であると見込まれる林分で行うものとする。</p> <p>② 伐区の設定にあたっては、公益的機能の発揮を確保する観点から、育成単層林に準じて伐採面積の規模、伐採箇所分散、保護樹帯の設置等に配慮するものとする。</p> <p>③ 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の育成状況、母樹の保存等に配慮する。</p> <p>④ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。</p>

	⑤ 森林の多様性機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
--	---

注) 育成単層林、育成層複林及び天然林において実施される施業の内容については、以下のとおりです。

- 1 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為<sup>\*1</sup>により単一も樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）
- 2 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐等<sup>\*2</sup>により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層<sup>\*3</sup>を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）
- 3 天然生林においては、主として天然力を活用<sup>\*4</sup>することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。
- 4 参考（現状）については、平成22年4月1日時点の数値
  - \*1 「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。
  - \*2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き切り）すること。
  - \*3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。
  - \*4 「主として天然力を活用」は、自然に散布された種子は発芽して生育することを主体とするもの。

### 3 その他必要な事項

特になし

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林をすべき樹種は適地適木を旨として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、次表に定める樹種を選定するものとする。

生物多様性の保全のため、郷土樹種を選定も考慮するものとする。また、特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木の確保を図るため、その増加に努めることとする。

さらに、他の樹種を植栽しようとするときは、林業普及指導員又は町の森林・林業担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

表6 人工造林の対象樹種

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、コナラ、クヌギ、ケヤキ、その他地域に応じた有用広葉樹	

#### (2) 人工造林の標準的な方法

下記のア、イに示す方法を標準として行うものとする。

また、複層林化を図る場合の下層木について、地域での既住の複層林施業の状況を踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽することとする。

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の森林・林業担当部局とも相談の上、適切な方法を選択するものとする。

##### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ	密仕立	3,500	
	中仕立	3,000	
	疎仕立	2,500	
ヒノキ	密仕立	3,500	
	中仕立	3,000	
	疎仕立	2,500	
アカマツ	中仕立	4,000	
カラマツ	中仕立	2,500	

##### イ その他人工造林の標準的な方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木の枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう、等高線沿いに推積する全刈筋積を標準とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。

	する。
植え付けの方法	普通穴植えを標準とし、気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案する。 また、植栽に当たっては、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽、保育作業用機械による下刈を想定した植付間隔の導入も考慮する。
植栽の時期	スギ、ヒノキは4月～6月を標準とする。 アカマツ、クロマツは3月～5月を標準とする。

### (3) 伐採跡地に人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、人工造林地における主伐後の更新を確実に行うこととする。

また、3に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定されている森林の更新など人工造林による更新の期間は次に示すとおりとする。

表7 人工造林をすべき期間

伐採の方法	人工造林をすべき期間
皆 伐	主伐としてその立木の伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内
択 伐	主伐としてその立木の伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して5年以内

## 2 天然更新に関する事項

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新をすべき樹種は適地適木を旨として、地域内の自然条件、周辺環境等を勘案して、次の樹種から選定するものとする。

なお、他の樹種を対象に天然更新をしようとするときは、林業普及指導員又は町の森林林業担当部局とも相談の上、適切な方法を選択することとする。

表8 天然更新をすべき樹種

区分	樹種名	備考
天然更新の対象樹種	コナラ、ミズナラ、ブナ、クリ、ケヤキ、ミズキ、サクラ類、シデ類、カンバ類、カエデ類、トチノキ、ホオノキ、ほか地域に応じ、将来確実に成林する高木性の樹種	
上記のうちぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、ミズナラ、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ホオノキ等	

## (2) 天然更新の標準的な方法

### ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、表9に示す期待成立本数として想定される本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る）を更新する必要がある。

表9 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
2の(1)に定める樹種	10,000本/ha

### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新を行うに当たって行う補助作業の標準的な方法は、表10のとおりとする。

表10 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
ぼう芽更新の補助作業	目的樹種の発生状況により必要に応じ芽かきを行い、優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、目的樹種が成立しない箇所については、植え込みを行う。 また、目的樹種の妨げとなる不要木については、早めに除去するものとする。 なお、伐採後おおむね5年を越えない期間後の更新状況を確認し、更新が完了していない場合には植え込みにより確実な更新を図る。
天然下種更新の補助作業	ササや粗腐性の堆積物により種子の着床や稚樹の成長が期待できない箇所については、地表処理として、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。 天然稚樹がササなどの下層植生により成長が阻害されている箇所については刈り出しを行う。 目的樹種が成立しない箇所については、植え込みを行う。

### ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了を確認する方法は現地確認とし、更新樹種が概ね均等に生育するとともに、草本等によって被圧されず、順調に成長できるとみなされる状態をもって更新完了とする。

また、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る必要がある。

## (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

## 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」とする。

**(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在**

「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」を表 11 のとおり定める。当該森林での植栽にあつては、樹種特性を把握し、その気候に適した樹種を選定し、造林適期に植栽することとする。

表 11 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	面積 (h a)	備考
該当なし		

**4 森林法 10 条の 9 第 4 項の規程に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準**

森林法 10 条の 9 第 4 項の伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

**(1) 更新に係る対象樹種**

**ア 人工造林の場合**

1 の (1) による。

**イ 天然更新の場合**

2 の (1) による。

**(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数**

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数を定めるにあたり、天然更新の対象樹種の立木が 5 年生時点で、生育し得る最大の立木本数を表 12 のとおりとする。

また、対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数を成立させるものとする。

表 12 天然更新の対象樹種の立木が 5 年生時点で生育し得る最大の立木本数

樹種	最大の立木の本数として想定される本数
2 の (1) に定める樹種	10,000 本/h a

**5 その他必要な事項**

国庫補助事業等の活用による造林の実施を推進する。

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

##### (1) 標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、表13に示す内容を標準として、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として、森林の立木の生長度合い等を勘案し、適切な時期、方法のより実施するものとする。

間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。

また、高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意しなければならない。

表13 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法	備考		
		初回	2回	3回	4回	5回				
スギ	3,000本/地位級Ⅱ	15	20	27			間伐率は本数で30%程度とする。 間伐木の選定においては、林分構成の適正化を図るよう、形成不良木等に偏ることなく行うこととする。	実施林齢の決定は、原則として密度管理図「群馬県民有林人工林収穫予想表」を使用する。		
	3,000本/地位級Ⅲ	17	23	31						
	〃(伐期80年)	17	23	31	44	69				
ヒノキ	3,000本/地位級Ⅱ	18	23	30					間伐率は本数で30%程度とする。 間伐木の選定においては、林分構成の適正化を図るよう、形成不良木等に偏ることなく行うこととする。	実施林齢の決定は、原則として密度管理図「群馬県民有林人工林収穫予想表」を使用する。
	3,000本/地位級Ⅲ	21	27	36						
	〃(伐期80年)	21	27	36	53					
アカマツ	4,000本/地位級Ⅱ	16	21	28			間伐率は本数で30%程度とする。 間伐木の選定においては、林分構成の適正化を図るよう、形成不良木等に偏ることなく行うこととする。	実施林齢の決定は、原則として密度管理図「群馬県民有林人工林収穫予想表」を使用する。		
	〃(伐期80年)	16	21	28	40					
カラマツ	4,000本/地位級Ⅱ	18	23	29						
	〃(伐期80年)	18	23	29	40					

##### (2) 実施時期の標準的な間隔

主要樹種について、間伐の実施すべき標準的な間隔を、表14のとおり定める。

なお、間伐の間隔は、あくまでも指標であり、これをもって間伐を促すものではない。

表14 間伐を実施すべき標準的な間隔

区分	間伐の実施時期の間隔の年数	備考
標準伐期齢未満	概ね10年	
標準伐期齢以上	概ね15年	



## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、表 15 に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の生長度合い等を勘案し、森林の立木の成育の促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、適切に実施するものとする。

表15 保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数										標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
下刈	スギ	1	1	1	1	1	1					植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施期間は、6～7月頃を目安とする。	回数は必要に応じて実施する。
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1					
	アカマツ	1	1	1	1	1	1						
	カラマツ	1	1	1	1	1	1						
	コナラ	1	1	1	1	1							
つる切	スギ										1	下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施期間は、6～7月頃を目安とする。	
	ヒノキ										1		
	アカマツ										1		
	カラマツ										1		
	コナラ							1					
除伐	スギ										1	造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。実施期間は、8～10頃を目安とする。	
	ヒノキ										1		
	アカマツ										1		
	カラマツ										1		
	コナラ							1					
枝打	スギ									1	生長休止期に実施する。		
	ヒノキ									1			

## 3 その他必要な事項

森林経営管理法第42条第1項に基づき、伐採又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるものを「災害等防止措置命令の対象森林」として指定し、当該森林の所有者に対し、森林の所在場所、実施すべき伐採又は保育の方法及び時期を記載した書面による通知を行う。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

#### (1) 公益的機能別施業森林の区域の設定

公益的機能別施業森林として、森林を表16のとおり、特に高度に発揮することが期待される機能に応じて、「水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源かん養機能維持増進森林）」、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林）」、「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）」、「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林）」に設定する（それぞれの機能については、「表1 地域の目指すべき森林資源の姿」を参照）。

表16 公益的機能別施業森林の区域

区 分		森林の区域	面積(ha)
水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		付属資料 別表1のとおり	1,139.45
土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	

#### (2) 公益的機能別施業森林の区域別森林施業の方法

公益的機能別施業森林における区域別の森林施業の方法は、表17のとおりとする。

なお、森林施業方法による森林の区域を表18のとおり定める。

表17 区域ごとの森林施業方法

区 域	施業の方法
水源かん養機能維持増進森林 (水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林)	○下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とする ○伐期の間隔の拡大(標準伐期齢+10年) ○自然条件から、皆伐による公益的機能の低下の恐れがある森林は、伐採面積の規模を縮小する。
山地災害防止／ 土壌保全機能維持増進森林 (人家、農地、森林の土地又は道路)	○次の①～③の森林のうち、公益的機能の維持増進を特に図るべき森林は択伐による複層林施業を実施 ① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所

<p>その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林)</p>	<p>又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林</p>
<p>快適環境形成機能 維持増進森林 (生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林)</p>	<p>② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相を成している森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等</p>
<p>保健文化機能維持増進森林 (自然環境の保全及び形成ならびに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林)</p>	<p>③ 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林、希少な生物の保護のため必要な森林（択伐に限る）等</p>
<p>○上記以外の森林は択伐以外の方法による複層林施業を実施 ○適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても機能の確保ができる場合には、長伐期施業(おおむね標準伐期齢×2) ○長伐期施業における皆伐については、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る ○保健文化機能維持増進森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を実施</p>	

表18 施業方法ごとの森林の区域

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)	
<p>水源のかん養の機能の維持を図るための森林施業を進すべき森林</p>	<p>伐期の延長を推進すべき森林 (標準伐期齢+10年)</p>	<p>付属資料 別表1のとおり</p>	<p>1,139.45</p>	
<p>土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>長伐期施業を推進すべき森林 (標準伐期齢×2)</p>			
	<p>複層林施業をすべき森林</p>	<p>択伐以外により複層林施業を推進すべき森林</p>		
		<p>択伐による複層林施業を推進すべき森林</p>		
<p>特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林</p>				

## 2 木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林を、表19のとおり、木材等生産機能維持増進森林に定める。

また、木材等生産機能維持増進森林のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」に定める。

表19 木材の生産機能の維持増進を図る森林の区域

区 分	森林の区域	面積 (ha)
木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	附属資料 別表2のとおり	4,302.62
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林		

### (2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として皆伐後には植栽による更新を行う。

## 3 その他必要な事項

1に示す公益的機能別施業森林以外の神流町が独自に設定する公益的機能別施業森林の整備について、次のとおり定める。

### (1) 市町村独自の公益的機能別施業森林の区域の設定

#### (ア) 条件不利地森林整備区域森林

地理的、地形的な条件により林業経営が成り立たず放置されている条件不利な森林を条件不利地森林整備森林の区域に設定する。

表20 条件不利地森林整備森林の区域

区 分	森林の区域	面積 (ha)
条件不利地森林整備区域森林	全ての林小班 別表3参照	8,533.29

#### (イ) 水源林機能増進区域森林

簡易水道等の上流部の森林で水源涵養機能等の低下が懸念される森林を水源林機能増進森林の区域として設定する。

**表21 水源林機能増進森林の区域**

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源林機能増進区域森林	別表 3 参照	1,375.04

**(2) 市町村独自の公益的機能別施業森林の区域別施業の方法**

神流町独自の公益的機能別施業森林における区分別の森林施業の方法は表 22 のとおりとする。

なお、森林施業方法による森林の区分は表 23 のとおりとする。

**表 22 区域ごとの森林施業の方法**

区域	施業の方法
条件不利地森林整備区域森林	○強度な除伐や間伐等により低下した公益的機能を早期に回復させる施業を基本とする。 ○標準伐期による施業を実施
水源林機能増進区域森林	○下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とする ○標準伐期による施業を実施

**表 23 施業方法ごとの森林の区域**

区分	森林の区域	面積 (ha)
条件不利地森林整備区域森林	全林小班	8,533.29
水源林機能増進区域森林	別表 3 参照	1,375.04

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の施業又は経営の受委託等による森林経営の規模の拡大に関する方針

森林・林業・木材産業関係者の合意形成と民有林と国有林の連携を図りつつ、森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大、森林施業の共同化、林業担い手育成、林業機械化の推進、国産材の流通・加工体制の整備等の生産、流通及び加工における条件整備及び地域資源を活かした産業の活性化を下記のとおり計画的かつ総合的に推進する。

### 2 森林の施業又は経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を促進するための方策

不在村森林所有者を含む森林所有者への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など、森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせん等を推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換による経営規模の拡大を目指すものとする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業の内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

さらに、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進する。

### 3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受委託等森林の経営を委託する場合は、次のことに留意する。

- ア) 委託契約に、契約の対象とする森林が明記されており、その森林の立木竹の所有権が委託者に帰属することが定められていること。
- イ) 受委託契約の期間は5年以上によるものとする。
- ウ) 受委託契約において、育成権（造林、保育及び伐採その他の森林施業等を行う権利）及び必要に応じて森林の保護等の項目が含まれていること。

### 4 森林経営管理制度の活用の促進に関する事項

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者が自ら実施できない場合には、経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間については、町自らが経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進する。

本町においては境界の明確化が進んでいないことから、森林経営計画の策定が遅れている旧万場町地区を中心に所有者情報等の整理や地元の要望等を調べて対象森林を設定し、経営管理に関する所有者の意向調査を行うものとする。

また、円滑な森林経営管理制度の推進のため、法に基づく指導助言や林業の担い手の確保・育成、境界の明確化、林地台帳の整備等、必要な措置を講ずる。

## 5 その他必要な事項

特になし

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

路網の整備や機械化の推進等を通じて効率的な森林整備を進めていくため、町及び森林組合が中心となって森林法第10条の11第1項による施業実施協定への参加促進対策、その他森林施業の共同化の促進を推進する。

本町に森林を有する国、県、市町村、個人等森林所有者及び森林組合等で相互に連絡を密にして、官民一体となった森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備等、長期展望に立った林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進する。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

地域の森林・林業や林業事業者の現状を踏まえ、間伐、森林作業道の整備、境界の明確化などの共同化を重点的に実施する。また、共同化の推進に当たっては、森林組合との連携、不在存森林所有者の施業実施協定の参加促進対策などを実施する。

さらに、地域協議会等を活用して、森林所有者等の合意形成を図り、施業実施協定の締結を推進する。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の集約化を効果的に進めるにあたって、森林作業道、土場、作業場等の施設の共同設置、共同利用、共同での維持管理等に必要な複数の主体間での協定の締結についての助言・指導を行う。

### 4 その他必要な事項

特になし

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

表 24 を目安として、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の利用を想定する「森林作業道」からなる路網整備を推進する。

表 24 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	30~40	70 以上	110 以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	23~34	50 以上	85 以上
	架線系作業システム	23~34		25 以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	16~26	45 以上	60 (50) 以上
	架線系作業システム	16~26		20 (15) 以上
急峻地 (35° ~)	車両系作業システム	5~15		5 以上
	架線系作業システム	5~15		5 以上

注 1：路網密度に水準については、木材搬出予定箇所に応用すべきこととし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

注 2：「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注 3：「架線系作業システム」とは、林内に架線したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げ集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

注 4：「急傾斜地」の ( ) 書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

注 5：基幹路網は、林道と林道専用道をいう。

注 6：細部路網は、森林作業道をいう。

### 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に基幹路網整備と合わせて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を別表 4 のとおり設定する。



(参考) 表 25 高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システム

区分		高性能機械	改良在来型
皆伐作業型	緩傾斜地	ハーベスタ — フォワーダ	チェーンソー — トラクター — 運材車
	傾斜地	チェーンソー — タワーヤーダ — 運材車	チェーンソー — 運材車 — チェーンソー
非皆伐作業型	緩傾斜地	ハーベスタ — フォワーダ	チェーンソー — 林内作業車
	傾斜地	チェーンソー — スイングヤーダ — 小型プロセッサ 自走式搬機	チェーンソー — 小型集材機 — チェーンソー 林内作業車

### 3 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

#### (1) 基幹路網に関する事項

##### ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等、「林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）」、「林道専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整整第60号林野庁長官通知）」を基本として、群馬県が定める「群馬県林道専用道作設指針」に則り開設する。

##### イ 基幹路網の整備計画

別表5参照

##### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第855号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき管理者を定め、台帳を作成して適切な管理する。

## (2) 細部路網に関する事項

### ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本とし、群馬県が定める「群馬県森林作業道作設指針」に則り開設する。

### イ 細部路網の維持管理に関する事項

「群馬県森林作業道作設指針」等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

## 4 その他必要な事項

特になし

## 第8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

#### ア 林業事業体の体質強化

地域林業の振興の核となりうる森林組合をはじめとした林業事業体を育成するため、地域が一体となって安定的な事業量が確保できるよう努める。また、森林組合においては、これまでの利用事業主体の経営から林産事業による経営に転換することが必要であり、このための森林組合における低コスト林業の確立への取組みや、素材生産事業体等との連携を通じた協業・共同化方式による組織・経営基盤の強化への取組を支援する。

また、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体の育成に向けて、ICTを活用した生産管理手法の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化による経営基盤や経営力の強化に努める。

#### イ 林業従事者の養成・確保

林業は、技術的にも体力的にもいきなり個人で従事することが難しい職業である。従事者の養成・確保を図るためには、林業に就労しやすい環境を整えることが必要である。林業事業体の事業量の安定的な確保や就労環境改善の取組により一定の林業従事者が就業しているが、離職する者も多い状況にある。

林業従事者の定着を図るには、高性能林業機械の導入による労働条件の軽減のほか、労働災害防止の取組み、通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的評価の促進などによる処遇の改善などが必要で、これらの取組を支援する。

#### ウ 林業後継者の養成

家業の林業を継ぐ子弟等がほとんどいない状況で、その後継者を養成することは大変困難な状況である。

一方、「団塊の世代」といわれる人々が定年退職後に徐々に出生地等に戻って農林業に取り組む動きや、きのこ等の特用林産物を主軸にした若者の農山村回帰もみられるようになってきている。こうした人々が都市とは異なる地域の良さを認識して、その地で暮らせるような環境づくりを推進する。

そこで、町内の林業事業体が行う採用活動を支援するほか、林業に就業を希望する学生等への働きかけや森林・林業への就業体験だけではなく、町での暮らしや生活全般を体験できる場を提供することにより、林業を基盤産業とする町の存続を担う将来の担い手の発掘・確保に努める。

また、就業後の技術研修の実施についても支援することで、林業の技術力とともにモチベーションの向上を図る。

さらに、林業従事者の定着を促すため、林業事業体等の高性能林業機械の導入促進に対する支援を行い、従事者の労働強度の軽減や労働災害防止対策の徹底に努める。林業従事者が安心して働く環境を整備し、給与体系の見直しや福利厚生の実施などによる待遇改善を通じて、将来にわたり安心して従事できる環境を確保する。

## 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

生産性の向上、労働強度の軽減及び労働安全衛生の確保を図るため、高性能林業機械を利用した作業システムの導入を促進するものとし、機械作業の普及宣伝、林業機械オペレーターの養成、機械の稼働率の向上等、高性能林業機械作業システムを推進する体制を整備するとともに、機械作業に必要な基盤整備に努める。

なお、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標は次のとおりとする。

表 26 高性能林業機械の主体とする林業機械の導入目標

施業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 造材 集材	神流町全域 （急斜面 を含む）	チェーンソー（伐倒）→	チェーンソー（伐倒）→ タワーヤーダ（全木集材）→ （スイングヤーダ） プロセッサ（造材）
		チェーンソー（造材）→	ハーベスタ（伐倒・造材・集積）→ フォワーダ（集材）
		スイングヤーダ（集材） （自走式搬器）	フェラーバンチャ（伐倒・集積）→ プロセッサ（造材）
造林	地拵	チェーンソー、刈払機・かま	チェーンソー、刈払機・かま グラップル
	植付	植付（人力）	植付（人力）
保育等	下刈り	下刈機	下刈機
	枝打ち	のこぎり・ナタ、枝打機	のこぎり・ナタ、枝打機
	除・間伐	チェーンソー	チェーンソー

## 3 林産物の利用のために必要な施設の整備に関する事項

素材生産は長期的な木材価格の低迷及び林業従事者の減少により低迷状態にある。このため、積極的に林道・林業専用道・作業道の路網の整備をすすめ、機械化作業を推進することにより生産コストの縮減効果と生産性の向上を図る。素材の集荷拠点施設及びチップ加工施設の整備により流通コストの削減と安定供給体制を確立する。

表 27 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類の	現状（参考）			将来			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
素材集荷拠点	麻生地区	貯木施設管理棟					
木質バイオマス 供給施設	麻生地区	移動式チップ 保管庫					

#### 4 その他必要な事項

特になし

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

###### (1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については表 28 のとおり定める。

表 28 鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積（ha）
ニホンジカ	全ての林班	8,533.29
カモシカ		
クマ		

###### (2) 鳥獣害の防止の方法

###### ア 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止

森林の適確な更新及び植栽木の確実な育成により、森林の持つ公益的機能の維持を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置を実施するものとする。

また、必要に応じて鳥獣被害対策関係部局、関係行政機関等と連携した捕獲による鳥獣害防止対策を実施する。その際、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と緊密な連携・調整を図るものとする。

###### イ 森林経営計画と鳥獣害防止対策

鳥獣害防止森林区域内の森林を対象として作成する森林経営計画においては、鳥獣害の実情に応じた鳥獣害防止対策が次のとおり計画されている必要がある。

なお、森林経営計画に含まれない鳥獣害防止森林区域内の森林については、必要に応じて鳥獣害防止対策の実施を森林所有者等に助言、指導を行う。

(ア) 鳥獣害がニホンジカまたはカモシカによる造林木の食害の場合は、計画期間内に人工植栽が予定されている箇所等について鳥獣被害対策が計画されていること。

(イ) 鳥獣害がクマによる剥皮被害の場合は、剥皮被害が発生している森林及び被害発生のおそれのある森林について鳥獣被害対策が計画されていること並びに剥皮被害のおそれがない森林についても鳥獣害が確認された時点での鳥獣害防止対策の実施が計画されていること。

###### ウ 対象鳥獣別の対策方法

対象鳥獣の鳥獣害対策は、現地の実情に応じ、次に例示する方法を単独又は組み合わせて実施する。

###### (ア) ニホンジカ

防護柵の設置及び維持管理、食害防止チューブ等の幼齢木保護具の設置、忌避剤の散布・塗布、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

(イ) カモシカ

防護柵の設置及び維持管理、食害防止チューブ等の幼齢木保護具の設置、忌避剤の散布・塗布、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

(ウ) クマ

テープ巻き等の剥皮防止帯の設置、忌避剤の散布・塗布、現地調査による森林のモニタリングの実施等

## 2 その他必要な事項

植栽木の保護措置の実施個所の巡回並びに関係行政機関、森林組合及び森林所有者等からの情報収集を行うこと等により、鳥獣害の防止の方法について、実施状況の確認を行うよう努める。また、同時に新たな鳥獣害の有無、対象鳥獣の生息状況を把握するよう努めるものとする。

なお、鳥獣害が発生している森林や又は発生が予見される森林において鳥獣害対策が実施されていない場合には森林所有者等に助言・指導を行う。

## 第2 森林病虫害等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。特に松くい虫の被害については、被害抑制のための健全な松林への育成、防除活動等の推進を図るとともに、被害跡地においては、抵抗性のあるマツや他の樹種への転換を推進する。また、樹種転換に当たっての樹種選定に当たっては、現地の気候、土壌等の自然条件を考慮する。

なお、ナラ枯れ被害についても、早期発見と早期防除を推進し、里山等における広葉樹林の保全を図る。

さらに、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合は、森林所有者等に伐採の促進に関する指導を実施する。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、群馬森林管理署、群馬県藤岡森林事務所、神流川森林組合、森林所有者等と連携した被害対策の体制づくりを図る。

### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

第1の1の(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、被害の状況や被害発生地の特徴など、詳細な情報収集に努める。

また、被害防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策施策等との連携・調整を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、関係行政機関、森林組合及び森林所有者等が連携して計画的な捕獲や防護柵の設置等広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。

さらに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

### 3 林野火災の予防の方針

森林に接した農地での野焼きやたき火の不始末など、人為的な原因による林野火災の発生を防ぐため、林地が最も乾燥する春先を中心に、林野火災予防のための啓発活動を実施する。

また、道路の整備状況等を踏まえ、標識の設置、初期消火資材の配備等を行うとともに、森林付近の消防水利の把握や消火車両の通行可否等の把握等により、林野火災予防体制の強化に努める。

なお、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合においては、「4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項」に従うものとする。

### 4 森林病虫害の駆除等のために火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のために火入れを実施する場合は、神流町火入れに関する条例（平成15年04月01日付け条例第131号）の許可を得るものとし、次の事項に留意することとする。

- ア 延焼を防ぐため、火入地の周囲に所要の保護樹帯を設け、その保護樹帯の中の立木その他の可燃物を除去する。
- イ 火入れの面積に応じた従事者を配置し、消火に必要な器具を携行させる。
- ウ 気象状況を勘案して火入れの日程を選定し、火入れ中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、速やかに消火する。
- エ 小区画ごとに、風下から火入れを行う。ただし、傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行う。
- オ 火入れは日の出後に着手し、日没までに終了させる

### 5 その他必要な事項

#### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

別表6参照

#### (2) その他

森林経営計画での森林保護活動から得られた情報を森林所有者等から聴取するなど、地域の森林の状況を把握することに努める。

また、各種業務を通じて、群馬森林管理署、群馬県藤岡森林事務所、神流川森林組合、森林所有者等から、森林の保護に必要な情報を得ることに努める



#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

##### 1 保健機能森林の区域

表 29 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
生利 万場 塩沢	31-1 林班 31-2 林班	52.32	47.71	2.07	2.61			
万場 黒田	23-2 林班 23-3 林班	10.28	8.45	1.69	0.03	0.11		
志賀坂	54 林班 55 林班	35.63	26.70	8.93				
合計		98.23	82.86	12.69	2.64	0.11		

小班別の所在については、別表 7 参照

##### 2 保健機能森林の区域内における造林、保育、伐採その他の施業の方法

保健機能森林の区域内の森林においては、自然環境の保全等に配慮しつつ、多様な樹種からなる、季節感のある明るく色調に変化を有する森林を維持し、またはその状態に誘導をすること等を旨として、次表に示す方法に従って、積極的な施業を実施するものとする。

表 30 保健機能森林の施業の方法

施業の区分	施業の方法
造林	(1) 択伐後は、モミジ、カエデ等の広葉樹を植栽する。 (2) 多様な樹種、林齢からなる森林に誘導するため、天然更新が可能な適地においては育成天然林施業を行う。
保育	(1) 造林を行った林分については、植栽木の育成及び景観、森林空間保持のため、つる切り、下刈り、除間伐等の保育を適切に行う。 (2) 森林内の照度を一定に保つため、枝打ち、除間伐を行う。
伐採	(1) 保健機能森林の特色を踏まえて、快適な森林環境の維持、利用者の利便性に配慮し、森林のもつ癒し機能が効果的に発揮され、視覚や聴覚などの感覚に心地よい刺激が得られるよう、間伐や除伐等の適切な伐採により保健機能の増進に配慮した施業を行う。 (2) 壮大な眺望や森林景観の確保に配慮し修景を考慮に入れた施業を行う。

その他	(1) 法令等により制限を設けられている場合は、当該法令に定めるところによるほか、保健機能の増進に配慮した施業を行う。
-----	---

### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

#### (1) 森林保健施設の整備

森林内の散策や活動することでもたらされる身体的・精神的な健康面への効果を心と身体の健康づくりにつなげるため、保健機能森林の区域内においては、次表に示すところに従い、適正な施設を整備して、森林空間における保養活動を促進するものとする。

##### ア 施設の整備

- ・レクリエーション施設（遊歩道・林間広場等）
- ・その他の施設（休憩所・トイレ・案内板等）

##### イ 留意事項

- ・自然環境の保全、国土の保全に留意し、利用者数の見込みに応じた適正な規模とするとともに、設置にあたっては、切土・盛土を最小限とする配置とする。

#### (2) 立木の期待平均樹高

表 31 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高(m)	備考
スギ	20 m	
ヒノキ	20 m	
その他	18 m	

※期待平均樹高は標準伐期齢時のもの。

### 4 その他必要な事項

#### (1) 防火・防災対策

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、利用者の安全に配慮した森林及び施設の適切な管理、防火・防災体制や各種施設の整備に努めることとする。

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

#### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」における主伐後の植栽  
該当なし

イ IIの第4の「公益的機能別施業森林」の施業方法

表4の区域ごとの森林施業方法による

ウ IIの第5の3の「森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項」及びIIの第6の3の「共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項」

エ IIIの「森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項」

#### (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域について、次表で示す区域とする。

表 32 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林 班	区域面積 (ha)
後山	1-2、2-2、3-1	170.10
麻生（スカハト）	2-1、3-2、3-3、3-4	155.66
竹ノカヤ	4	204.71
ザル平	6-1、7-1、7-2、8	458.56
坂丸小平	9、10	315.12
黒田（城山）	23-2、23-3、23-4	200.10
塩沢	24、27、28	298.49
瀬早太田	29	109.80
気奈沢	30、32-2	200.44
桐ノ城	31-1、31-2	124.50
南青梨	11、12	206.86
北青梨	14	69.88
上小越	39、40、41、42	317.25
志賀坂	51、52、54、55	338.14
今泉・堂所・萱ノ平・高萩	65、66、67、69、70、71、72、74、75	687.73
長タワ	76、77、78	167.29
高畑	16、79、80、87	342.96
北魚尾	13、81、82、83、84、85、86	334.28

注：森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林計画概要図に図示することをもって代えることができる。

## 2 生活環境の整備に関する事項

都市の機能とは異なる神流町の生活環境の良さを発揮することで、独身者や移住者でも仕事に専念できて永く安心して暮らせるよう、食生活や居住環境など生活全般に関わる環境づくりを積極的に推進する。

また、移住者が地域に定住するために必要な生活環境施設の整備は表 33 のとおりとする。

表 33 生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
地域交流施設	麻生地区			

## 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

町内に生息する希少動物については、これを絶やすことなく細心の注意を持って保護することに努める。特に御荷鉾山系に生息する国指定天然記念物のヤマネ、千ノ沢地区におけるハコネサンショウウオ、ムカシトンボ、ゲンジボタル等の保全については、これを推進する。

町道の幹線道沿いもあるスギ等の常緑針葉樹は、冬期における路面凍結防止に寄与するため、ケヤキ等の落葉広葉樹への樹種転換を図り、安全で快適な町づくりを推進する。

なお、周囲の森林や農地などへ拡大している放置された竹林についても、適切管理を行うとともに拡大防止と森林環境の改善等を図るほか、町有林から産出するスギなどの地域材を、今後町内に整備する公共施設等へ積極的に活用する。

## 4 森林の総合利用の推進に関する事項

町内のまとまりのある不在町者所有の森林を公有林化して国土保全対策に努めるほか、次の施設の整備を図ることとする。

表 34 森林の総合利用関係施設

施設の種類	現状		将来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
森林公園	みかぼ地区	桜 1,500 本 紅葉等 1,000 本 遊歩道 1.0km	みかぼ地区	四阿 2 棟 ベンチ 5 箇所 遊歩道 2.0km	1
	志賀坂	遊歩道 5km 四阿 1 棟 案内板 1 基	志賀坂	遊歩道 5km 四阿 1 棟 案内板 1 基	
森林空間活用	桐之城	—	桐之城	遊歩道 5km トイレ 2 棟 案内板 1 基	

	城山	—	城山	遊歩道 1.3km トイレ 1棟 案内板 1基	
--	----	---	----	-------------------------------	--

## 5 住民参加による森林の整備に関する事項

### (1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

町内小・中学校をはじめとした青少年に対し、自然の大切さと故郷への愛着を育むため、森林・林業体験プログラムを組み、森林づくりへの直接参加を推進する。

### (2) 上下流連携による取り組みに関する事項

神流川は、首都圏の水瓶として重要な役割を果たしている。このようなことから、下流域の住民団体等へ分収造林契約等による水源の森林造成への参加を積極的に働きかける。

### (3) 林業の再生と新たな森林空間の活用

平成29年7月5日、原木の年間生産量を令和5年度末までに発足時の生産量(1,305 m<sup>3</sup>)の約11倍にあたる1.5万m<sup>3</sup>にまで拡大させることを目標に「神流町林業再生プロジェクト」が発足。

今後は上記に掲げた年間生産目標を目指し、

- ① 新たな人材発掘、確保、育成、定着を図る
- ② 集荷拠点施設、チップ加工施設、地域交流拠点施設の建設
- ③ 森林基盤情報の整備
- ④ 桐ノ城、志賀坂両エリアを森林空間管理施設として整備し、森林セラピー等、森林の新たな可能性を発掘

を試み、神流町の基幹産業であった林業を再生させるとともに、新たな森林空間の活用を図る。

### (4) その他

厳しい林業情勢に加え、農林業の経営規模が小さいことによる生産効率の低さにより、農林家経営は他の現金収入手段を求めなければ自立できない状況である。森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の普及指導関係機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めるものとする。

## 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

市町村森林経営管理事業を実施する場合にあつては、当該事業の対象となる森林の状況等を踏まえ、本計画に定める森林の整備に関する事項(間伐及び保育の標準的な方法や公益的機能別施業森林等において推進すべき施業の方法等)に適合する施業を行う。

なお、当該事業の実施により、対象森林が効率的かつ安定的な経営管理が行われる森林として見込まれると認められる場合は、経営管理実施権の対象として取り扱うものとする。

## 7 その他必要な事項

### (1) 保安林の他法令による制限に関する事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従い施業するものとする。

### (2) 町有林の整備

本町は現在人工林を中心に 370ha の町有林を所有しており、町の基本財産としての位置づけと水源涵養を視野に入れたなお一層の森林環境の向上整備に努める。

不法投棄など森林の汚染、林道等施設の損傷、林野火災等森林おける諸被害の未然防止、又は早期発見のための巡視活動、山崩れ、地滑り等山地災害の未然防止のための巡視、さらに健全な森林育成のための間伐の遅れている過密林分等の調査活動等を実施し、公益的機能の確保のための森林管理巡視員を設置し、国土保全を推進するものとする。

また、不在町者所有森林の公有林化をし、国土保全の推進に努めるほか、人材確保・育成のための技術研修地、保健機能としての森林空間管理施設整備や「神流マウンテンラン&ウォーク」をはじめとした観光イベント等における多種多様な活用を推進する。

### (3) 基幹路網の継続的な開設を実施する地域

該当なし

別表 1  
 公益的機能別施業森林の区域の設定

区分	森 林 の 区 域									面積 (ha)
	林班	小班 ※林班及び小班番号の下2桁は枝番								
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	101	200	300	500	700	900	1101	1102	1300	30.75
		1400	1500	1800	3301	3302	3700	4000	4300	
		4400	5100	5300	5400	5700	5800	6100	6300	
		6400	6600	6700	6901	7000	7100	7801	8200	
		8500	9000	9100	9301	9600	9701	10000	10200	
		10500	10602	10700	11301	11302	11901	12001	12100	
		12301	12401	13200	13300	13400	13600	13700	13800	
		14300	14600	15300	15401	15402	15900	16100	16200	
		16300	16400	16600	16700	16800	16900	17000	17100	
		17201	17202	17500	17800	18001	18002	18100	18200	
		18300	18400	18500	18800	19000	19100	19200	19300	
		19700	20000	20100	20200	20400	20500	20600	20700	
		20800	21000	21100	21200	21400	21600	22200	22400	
		22500	22900	23000	23100	23200	23300	23500	23700	
		23700	23800	23900	24000	24100	24300	24500	24600	
	24700	24800	24900	25000	25101					
	102	19300								0.07
	201	100	200	800	900	1000	1100	1200	1300	5.64
		1400	1500	1600	1700	1800	12300	12400	12500	
		12600	12700	12800	12900	13000	13100	13900	14000	
		15100	15200	15600	15700	15900	16100	18700	18700	
		19200	19600	19800	20000	20500	23000	23100	23200	
	24300	24400	24500	32800	33900	34100				
	202	900.00	1200.00							0.70
	301	7000	8300							0.26
	302	6101	6102							2.02
	303	500	700	800						0.11
304	6700	6900	7000	7100	7300	7700	8101	11000	4.80	
	11100	11600	12000	12300	12600	12800	13000	13100		
	13200	13300	13400	13500	13600	13700	13800	28700		
	28900	29000	29100	29200	29400	29500	29800	30000		
	30100	30300								
400	1200	1400	1500	1700	2800	10402	17201	24900	8.86	
	25000	25100	25200	25300	25502	25600	25700	25800		
	25800	26500	29601	30100	30200	30300	30400	30500		
	35402	38302	40302	42301	48802	49300	50601			
500	901	1000	1100	3600	3700	3800	4000	8200	7.54	
	10201	10202	10701	10900						
601	300	700	800	900	1300	4700	5000	6402	15.73	
	6403	8601	8602	8603	8701	8702	8703	8706		
	8900	9100	10900	11500	12301	12302	12400	15803		
	18200	18300	21700	22000	23100	23200	23600	24200		
	24300	24500	24601							
701	300	4402	8602	8702					0.52	
702	14300	14401	14402	15700	17200	17300			2.95	
800	3200	3300	9200	9301	9700	9800	9900	10000	9.86	
	11901	11903	15700	15800	15900	16000	16101	16102		
	17401	17800	18200	18401	18900	19400	21900	22000		
	22100	22200	22300	23400	23800	38501	38600	38700		
	38800	38900	39201	39300	39400	42200	43000	43100		
	43200	43400	43600	43700	43800	43900				
900	1003	1101	1102	1201	1203	1204	1205	1206	11.69	
	1207	1208	1301	1302	1303	1304	1305	1306		
	12901	12902								
1000	1100	1200	1300	1401	1500	1600	1800	2100	5.70	
	2200	2300	2500	2700	2800	3000	3000	3100		
	3300	12501	12600	15600	19701	21101	21200	21601		
	21901	22000	22100	22201	22700	22800	23800	28200		
	28300	28700								
1100	3200	3300	3800	3900	4000	4200	7000	7401	9.58	
	7402	7403	7500	7600	7700	7800	8201	8300		
	8500	11100	11200	11300	11501	11502	11600	16802		
	17000	17100	17200	17300	18200	20500				
1200	1500	2000	2300	2602	2701	2802	2901	3000		
	3202	3500	8401	8402	8600	8800	9001	9002		

	9100	11301	11302	11400	12200	13902	15800	15900	
	16100	16200	16901	16902	36000	36100	36200	36600	
	36700	36900	37301	37500	38001	38002	42300	42900	7. 80
1300	400	500	900	1000	1100	1300	1801	1900	
	2100	2300	2400	2500	2800	2900	3300	3300	
	3400	3500	3600	4100	4200	4400	4500	4800	
	4900	5000	5800	5900	6100	6200	6300	6400	
	6500	8000	8500	9300	9900	12800	12900	13000	
	13100	14400	14800	14900	15000	15200			12. 26
1400	1000	1100	2100	2200	2400	2500	2700	3000	
	3100	3200	3300	6300	6500	6600	6800	7300	
	7700	7900	8000	8200	8400	8800	8900	9100	
	9800	10000	15201	15401	15502	15601	15801	15802	
	15803	15804	16700	20100	20200	20300	20500	20900	
	21000	21100	21200	27600	27700	27800	30700		7. 74
1500	400	500	500	1600	1700	1800	2800	2900	
	3503	5101	5102	6601	6700	7901	8202	9100	
	24400	24800	25200	28500	31500	31601	31800	31901	
	31902	34602	34700	34900	35000	35200	35400	35700	
	36300	36400	36700	37400	37500	37600	38000	38300	
	38400	38700	38800	38900	39500	40600	41300	41400	
	41600	41700	41800	44300					10. 04
1600	200	301	800	1100	1200	1200	1300	1603	
	1900	2501	3202	3701	5002	5903	6100	6600	
	7000	7100	8203	9300					9. 45
1700	2600	2800	2900	3200	3700				3. 25
1800	402	6102	6200	6300	6401	6403	6404	6501	
	6502	6603	6604	6700	6800	6900	7003	7004	
	7006	7100	7701	7900	8105	8201	8202	8203	
	8300	8402	8501	8600	8701				42. 16
1900	300	400	500	1100	1202	1202	1501	1600	
	1800	4708	6803	7700	9702	9802	10202	10402	
	11702	11802	14601						12. 31
2000	3300	3400	3600	3900	4001	4100	14200	14402	
	14500	17600	17700	17900	18000	19600	20000	20400	
	23001	23002	23100						6. 01
2100	4000	4100	4500	6100	6200	6300	10800	12201	
	12203	13002	13003	13501	13800	13900			10. 33
2200	2600	3400	3500	3600	3700	3800	4000	4100	
	4200	4900	6403	11401	11600	11800	11900	12001	
	12400	13000	13501						8. 52
2302	200	300	400	500	700	2100	2100	2201	
	2202	2203	2204	2400	2600	4900	5000	5101	
	5102	5200	5300	5400	5500	6500	8900	20500	
	20702	20900	21000	21101	27200	27700	27900	37900	
	38100	38200	38300	38400	40100	40200	41600	44300	
	44400	44600	44700	44800	50100	50200			9. 47
2303	202	5300	5400						0. 83
2304	1400	1500	1900	2000	2100				1. 65
2400	12400								0. 65
2600	1302	1501	6015	8600	8900	9100	9201	9300	
	9400	9501	9502	9600	9900	10400	10500	10600	
	10900	11000	11100	11702	11703	12100	12800	12900	
	13000	13101	21200	26600	26800	26901			13. 80
2700	1900	2000	2100	2200	2300	2400	2500	2600	
	2700	2800	2902	3000	4400	4500	4600	4700	
	4800	4900	5000	5100	5200	5300	5400	5500	
	5600	5700	6300	6501	6600	6700	6800	6900	
	7000	7100	7200	7300	7400	7600	7700	7800	
	8602	15602	15900	17400					9. 08
2800	201	300	400	500	600	700	800	900	
	1000	1100	1200	1300	1401	2600	2700	3100	
	3200	3300	3400	3500	3600	3700	3900	4000	
	4400	4500	4601	4602	5400	5500	5600	6001	
	6101	6300	6600	6700	6900	7000	7100	7201	
	16200	16400	17400	17500	17600	17700	17800	17900	
	18000	18100	18200	19700	19800	19900	20000	20100	
	20200	20300	20400	20500	20600	20700	20800	20900	
	21000	21100	21200	21300	21400	21500	21600	21700	



	21800	21900							16.41
2900	2000	2501	2901	3000	3500	4000	4100	4200	
	4300	6700	6800	6900	7100	8500	8800	9000	
	9200	12900	13000	13800	14000				4.39
3000	300	1000	1100	1500	1700	1801	1802	2100	
	2201	2202	3201	3202	3401	3402	3502	3701	
	3702	3901	3902	4900	5000	5101	5102	5103	
	5105	5200	11200	12500	12600	13201	13202	13502	
	13503								17.42
3101	500	600	700	800	1900	2200	2300	2902	
	3001	3005	3006	3007	3200	3402	3500	3700	
	4000	4100	4100	4200	4400	4400	4500	4600	
	4700	4800	4901	4902	5002	5004	5100	5301	
	5302	5303	5304	5500	5600	5600	5700		52.07
3102	303	304	409	603	700	800	900	900	
	1000	1000							3.51
3201	201	202	400	602	802				0.99
3202	1200	1300	1400	2902	2903	7200	7300	13302	
	13502	13702	14600	14700	15000	15101	15102	15300	
	15500	15800	15900	17400	17700	17801	17802	18300	
	19500	20600	23701	24100	29100	29200	30600	30700	
	30800	31900	33901	33902					11.99
3205	1200								0.12
3301	1902	2302	2702	3900	4000	4100	4200	4900	
	5001	5600	5700	6000	6300	7200	7300	8300	2.60
3305	15700	16200	16501						0.62
3306	4300								0.80
3400	701	901	1000	3800	4001	4002	4002	4300	
	5000	10701	10702	10800	11001	11200	11300	11501	7.40
3500	6500	7800	8102	8900	9201	11402	11501	11502	
	11601	11700	11801	11802	11902	12100	12200	12306	
	12307	12401	12406	12701	12703	12803	12900	13000	
	13200	13302	13400	13901	14001	14002	14101	14103	
	14201	14202	14600	14700	14800	14900	15000	15100	
	15401	15500	15603	15801	15806	15902	15903		60.61
3600	20900	21400	21500	21600	21801	21900	22000	22100	
	22200	22300	22901	23502	23801	23901	24100	24600	
	24700	24900	25000	25100	25300	25500	25900		13.31
3700	2700	2800	3200	3302	3400	3402	4100	4200	
	4402	4500	4900	5000	5200	5600	5700	6100	
	6400	6500	6700	6900	7100	7200	7300	7400	
	7700	7800	7900	8000	8200	8300	8400	8600	
	8700	8800	8900	9100	9200	9403	9405	9500	
	9700	9900	10100						53.06
3800	2000	2100	2200	3000	3100	4300	5100	7700	
	7902	8002	8302	8400	8402	8503	8700	8800	
	10201	10202	10204	10300	10500	10600	10700	10900	
	11400	11500	11700	11800	11900	12000	13100	13200	
	14100	14200	15400	15502	15600	15900	16200	16400	
	16900	17300	17400	17500	17700	17800	17802	18001	
	18002	18100	18800						25.45
3900	300	600	802	1100	1300	1600	2200	2302	
	2401	2402	2402	2403	2404	4800	4900	5001	
	5002	5101	5200	5301	5302	5500	5600	5700	
	5900	6000	6900	7000	7300	8100	8400	8500	
	8602	8701	8702	8703	8800	9001	9002	9102	
	9200	9402	9403	9800	10000	10100	10201	10202	
	10300	10400	11301	11500	11900	12000	12201	12202	
	12300	12400	12500	12600	12700	12802	13300		19.96
4000	600	1200	1301	1302	1500	1600	1700	2400	
	2502	2600	2800	2900	3401	3402	3600	3701	
	3702	3801	3900	4000	4200	5100	6200	6303	
	7503	9401	9402	9500	9601	9602	9603	10001	
	10101	10102	10201	10202	10300	10500	10601	11202	
	11802	11901	12001	12100					26.61
4100	700	1500	1502	1600	1702	1800	1901	1903	
	2000	2100	2300	2400	2500	2600	3400	3500	
	3600	3800	3900	4000	4100	4300	4401	4404	
	4900	5002	5200	5800	5900	6000	6200	6301	

	6304 9502 11000	6401 10200 11100	6500 10500 11200	7704 10701	9200 10702	9300 10703	9401 10800	9402 10900	30.33
4200	200 3101 5000 6300	502 3102 5101 6801	700 3800 5101 6904	901 3901 5102 6905	1200 4300 5301 6906	2300 4700 5800 7800	2400 4800 6100 8000	2500 4900 6200	11.01
4300	800	900							0.89
4500	100	300	400	700					9.31
4600	400	500	600						0.24
4800	4800	5000	6400	7500	7601	7602			1.75
5000	200 4800 6800 7500 8701	500 4900 6901 7700 8802	800 5602 6902 7800 9000	1000 5900 7000 8200 9000	1100 6000 7100 8300 9101	1200 6200 7200 8400 9200	2300 6300 7300 8500 9301	4700 6700 7400 8600 10100	14.67
5100	500 3803 8900	600 3900 9000	700 4000 9201	800 4100 9400	1900 4200 9400	3400 4300 10103	3700 4400 10601	3802 8800	8.45
5200	400 1300 2001 2900 9300 11600 12403 14703 15600 17100	600 1400 2002 3100 9400 11700 12702 14800 15800 17200	700 1600 2005 3200 9600 11800 13100 15000 15900 17300	801 1704 2102 5900 9700 12001 14100 15100 16500 17400	900 1800 2200 8802 10701 12002 14200 15200 16600 17500	1000 1901 2602 8900 10800 12003 14500 15300 16700 17600	1100 1902 2700 9001 11300 12100 14600 15400 16900 17700	1201 1903 2800 9100 11400 12200 14702 15500 17000	27.51
5300	1400 2902	1501 3000	2400 3100	2500	2600	2700	2800	2902	8.66
5400	100 1400 2300	200 1500 2402	400 1600 2501	700 1700 2502	800 1900 2700	900 1900 2800	1000 2000 3000	1100 2200 3100	12.20
5500	100 1200 2000	200 1300 2100	400 1300 2200	501 1400 2202	502 1400 2300	600 1400 2400	700 1500	900 1600	15.39
5600	1100 1900 2900 4300	1400 2002 3000 4400	1602 2003 3100 4500	1604 2300 3202	1605 2401 3504	1607 2402 3600	1700 2600 3800	1801 2800 4100	15.99
5700	102 2300 2900 4102 5601	1001 2400 3000 4200 5603	1003 2501 3200 4300 5604	1100 2502 3300 4500 5605	1300 2601 3400 4600 5606	2000 2603 3702 5001 5700	2101 2604 3800 5300 5801	2201 2700 3900 5400 5802	11.74
5800	603	607	802	902	2000				0.87
5900	300 1000 3800 5100 6200 8000 10300 12100 13600 15100 16700 20103	400 1300 3900 5200 7200 8600 10400 12500 13700 15301 16800 20400	501 1400 4201 5300 7300 8700 10600 12800 14000 15400 17300	502 1500 4400 5400 7400 8800 10700 12900 14000 15600 18401	600 1601 4400 5700 7500 9101 11000 13100 14100 15700 18700	700 3400 4600 5800 7600 9200 11400 13200 14300 16300 19601	801 3500 4900 5900 7800 9500 11500 13300 14700 16400 19602	900 3700 5000 6000 7900 9800 11800 13500 14900 16500 20000	31.40
6000	200 1101 6000 6700 7500	300 1102 6100 6900 7600	400 1200 6200 6900 11000	500 2102 6400 7100 11900	600 2400 6500 7300 12000	801 2600 6600 7401	902 3000 6700 7402	1000 3500 6700 7403	18.39
6100	1300 2100 4500 8500 16800	1400 2200 6500 13700 16902	1504 2300 6600 13900 17400	1600 2300 6901 14000	1701 2700 6902 14700	1801 2800 7800 14900	1900 2902 7900 15100	2000 4300 8400 15900	14.32

6200	400 9701 10902 17200 19402	2400 9800 14300 17601	2600 10402 14700 17701	2600 10500 14802 17702	3700 10801 14803 17800	4502 10802 15900 18601	7900 10803 16300 19200	8700 10901 17100 19401	13.45
6300	200 1702 5702 8500 10702 15800 16700 18200	701 2201 6000 8600 11702 15902 16802 18401	702 4003 6202 8700 12600 16000 16900 18404	900 4100 6202 9200 12702 16300 17001	900 4200 6402 9702 15200 16401 17200	1000 5001 6503 9901 15402 16402 17403	1100 5501 7300 10100 15602 16501 17500	1701 5601 7602 10701 15700 16502 17900	18.14
6400	2100 3800 12716 18703 20900 25204	2300 3900 12801 19001 21800 25605	2600 4000 12901 19002 21902	2700 5204 13001 19005 22001	3001 8301 13001 19100 22100	3002 9802 14000 20300 22300	3301 9803 17000 20500 24500	3500 12707 17500 20801 24702	20.61
6500	1400 3800 4903 5500 6300 8802	1500 3900 4904 5601 6500 9201	1800 4000 5303 5602 6600 9202	2201 4301 5304 5700 6800 9303	2301 4601 5306 5800 7604 9400	3300 4800 5400 5902 7605 9700	3400 4901 5400 6000 7802 9800	3602 4902 5500 6100 7902	10.70
6600	1500	1700	1800	2100	2400	2500	2600		1.87
6700	101 5500 6600	102 5900	400 6001	802 6101	5100 6300	5200 6400	5300 6500	5401 6500	9.58
6800	2501 6300	2601 6800	3800 6900	5601 7000	5603 7101	5900 7301	6100 7302	6200	6.72
6900	200 6100 7700	400 6500 7800	500 6600 7900	2100 6901 8000	2800 6902 8300	3202 6903 8400	4300 7200 8500	4800 7600 8600	12.83
7000	102 2300	201 2700	301 3000	400 3208	502 3600	1900 3800	2002 3900	2200 6100	15.56
7100	1800 9400	2000 9700	2100 10500	2400 13101	2500 13201	3000	3201	9200	5.79
7200	100 6600 7700 9301 10300	5200 6802 7802 9404 10504	5500 7002 7900 9500	5800 7100 8100 9600	5900 7201 8401 9801	6200 7301 8900 9900	6300 7503 9100 10002	6402 7602 9200 10100	13.97
7300	100	200	400	500	500	600	700		13.80
7400	102 201 900 1700 2603 3702 4700 5500 6500 7801 8402 9400	103 202 1002 1900 2800 3802 4800 5600 6900 7902 8403 9500	104 401 1100 2100 2900 3900 4901 5700 7000 8000 8500	105 402 1200 2200 3001 4002 5000 5800 7100 8101 8600	106 403 1300 2300 3100 4100 5100 5900 7200 8102 8700	107 404 1401 2400 3200 4400 5200 6200 7500 8302 8800	108 500 1500 2500 3300 4600 5300 6300 7600 8303 9200	109 700 1600 2601 3400 4700 5400 6400 7700 8401 9200	52.08
7500	300 3700 6205	400 4000 6600	900 4200	1000 5200	1102 5400	1200 5500	1900 5600	2000 6204	5.55
7600	2602	2900	4000	4203	4300	4800			3.73
7700	3402	3700	5112	12100	14002	14200			1.09
7800	4000 7101 8002	5201 7201 8302	5202 7203 8401	6700 7301	6801 7302	6802 7402	6900 7900	7000 8001	16.45
7900	800 3600	900 3700	1000 3800	1100 3900	1200 3900	3100	3300	3400	21.00
8000	301	304	305	400					18.97
8100	300	300	400	500	4103	4203			1.70
8200	4101	4400	10402	10502	10600	10702	10706	10707	



別表 2

木材生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

区分	森 林 の 区 域		面積 (ha)
	林班	小班 ※林班及び小班番号の下2桁は枝番	
木材生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	101	全ての小班	71.83
	102	全ての小班	98.25
	201	全ての小班	56.90
	202	全ての小班	44.25
	301	全ての小班	27.60
	302	全ての小班	48.81
	303	全ての小班	1.57
	304	全ての小班	48.38
	400	全ての小班	204.71
	601	全ての小班	207.94
	701	全ての小班	17.83
	702	全ての小班	94.16
	800	全ての小班	138.63
	1000	全ての小班	217.12
	1300	全ての小班	95.34
	1600	全ての小班	114.18
	2302	全ての小班	146.58
	2303	全ての小班	25.67
	2700	全ての小班	98.15
	2800	全ての小班	117.98
	2900	全ての小班	109.80
	3000	全ての小班	105.18
	3101	全ての小班	94.64
	3102	全ての小班	29.86
	3202	全ての小班	95.26
	3900	全ての小班	66.41
	4000	全ての小班	85.27
	4100	全ての小班	97.67
	4200	全ての小班	67.90
	5400	全ての小班	35.25
	5500	全ての小班	88.27
	6400	全ての小班	228.49
	6500	全ての小班	71.47
	6600	全ての小班	56.21
	6700	全ての小班	113.39
	6900	全ての小班	68.52
	7000	全ての小班	96.70
	7100	全ての小班	65.19
	7200	全ての小班	59.29
	7400	全ての小班	120.38
	7500	全ての小班	36.58
	7600	全ての小班	28.96
	7700	全ての小班	80.98
	7800	全ての小班	57.35
	7900	全ての小班	75.45
	8000	全ての小班	58.31
	8100	全ての小班	41.84
8200	全ての小班	44.74	
8300	全ての小班	21.65	
8400	全ての小班	46.10	
8500	全ての小班	42.48	
8600	全ての小班	42.13	
8700	全ての小班	95.02	
		面積計	4302.62

別表3

## 市町村独自の公益的機能別施業森林の区域の設定

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班 ※林班及び小班番号の下2桁は枝番	
条件不利地森林整備区域森林	全ての林班	全ての小班	8,533.29
水源林機能増進区域森林	1000	全ての小班	217.12
	1100	全ての小班	98.44
	1200	全ての小班	108.42
	2400	全ての小班	82.36
	2600	全ての小班	220.67
	2800	全ての小班	117.98
	3101	全ての小班	94.64
	4300	全ての小班	38.02
	5700	全ての小班	57.53
	6900	全ての小班	68.52
	7000	全ての小班	96.70
	7800	全ての小班	57.35
	7900	全ての小班	75.45
	8100	全ての小班	41.84
		面積計	1,375.04

## 別表 4

## 路網整備等推進区域

路線整備等推進地区	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (km)	対図番号	備考
桐ノ城		桐ノ城線	1.0		
気奈沢		瀬早太田線	0.5		
塩沢		塩沢支線	0.3		
麻生スカハト		スカハト支線	2.0		
ザル平		ザル平支	0.6		
黒田 (城山)		黒田支線線	1.5		
上小越		上小越支線	0.6		
北魚尾		持倉支線	1.5		
長タワ		ナガタワ	1.5		
今泉・堂所・萱ノ平・高萩		今泉支線、萱ノ平支線、高萩支線、堂所支線	4.5		
高畑		高畑支線	0.2		
志賀坂		志賀坂支線	0.1		
計			14.3		

別表5  
基幹路網の整備計画

開設 拡張 の別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 (km)	利用区域 面積 (ha)	うち 前半 5年分	対図 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	神流町	御鉾	0.1	23			
開設	自動車道	林業専用道	神流町	今泉	0.2	24			
開設	自動車道	林業専用道	神流町	長久保	2.2	25	○		
開設	自動車道	林業専用道	神流町	サス平	0.1	27			
開設			神流町計	4路線	2.6	99			
拡張	自動車道		神流町	坂丸	2.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	高萩	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	愛宕山	1.5				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	大平	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	森戸	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	麻生	2.7				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	麻生支	1.7				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	道平	1				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	小塩沢	0.3				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	赤久縄	7.2		○		改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	七久保橋倉	5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	二子山	12.8		○		改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	ヤノタワ	0.4				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	境沢	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	所ノ沢	0.3				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	桜井沢	3				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	下小越	0.1				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	上小越	0.1				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	古宿	0.1				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	ながたわ	0.1				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	烏頭沢	3.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	八倉	1.5				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	尾附	0.8				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	竹ノカヤ	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道	林業専用道	神流町	今泉	0.1		○		改良
拡張	自動車道	林業専用道	神流町	桐ノ城	0.1		○		改良
拡張			神流町計	26路線	47.3				



別表 6

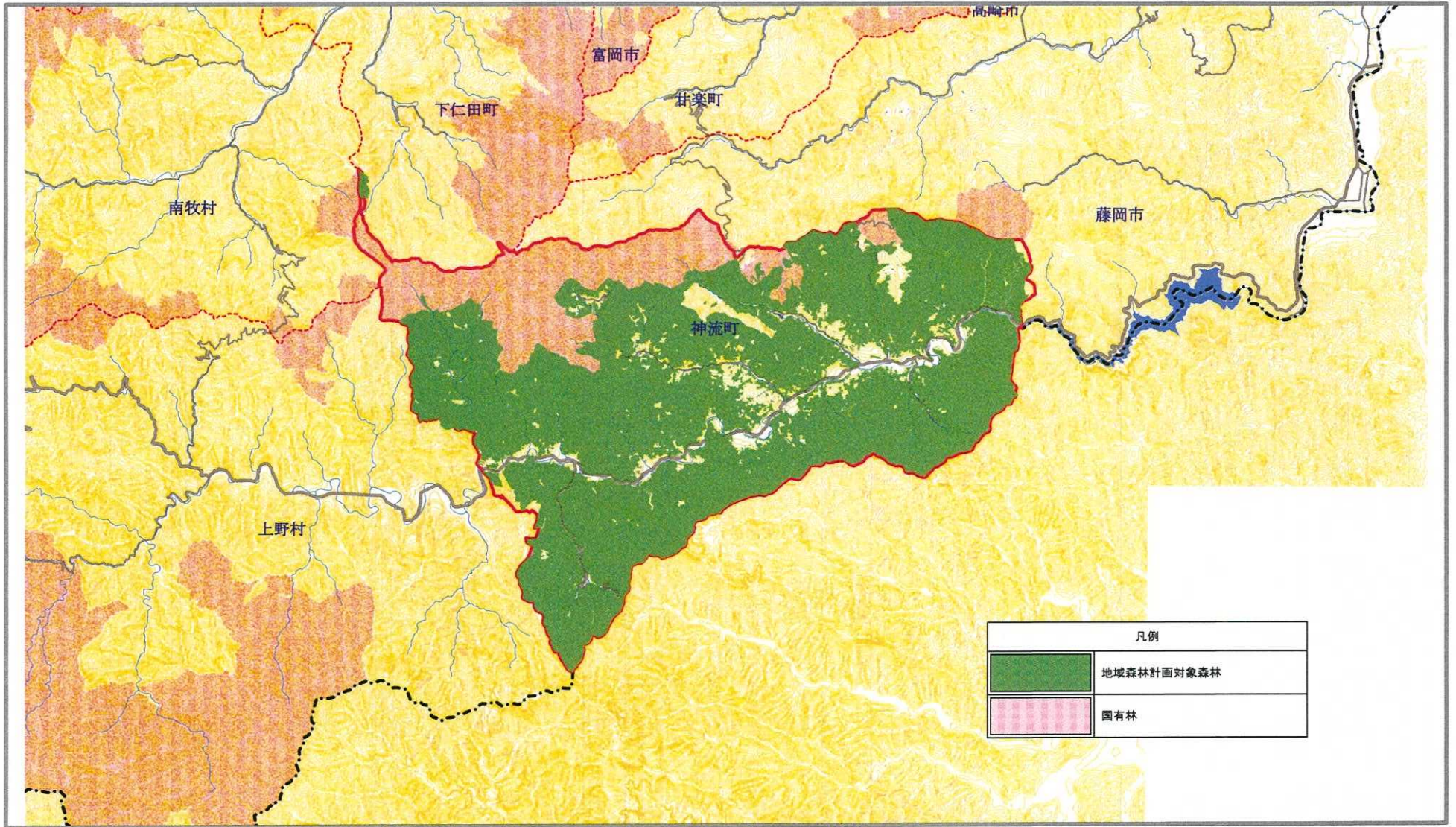
病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を推進すべき森林

区分	森 林 の 区 域		
	林班	小班	
病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を推進すべき森林	500	全ての小班的松	
	601	全ての小班的松	
	701	全ての小班的松	
	702	全ての小班的松	
	800	全ての小班的松	
	2302	全ての小班的松	
	2303	全ての小班的松	
	2304	全ての小班的松	
	2800	全ての小班的松	
	2900	全ての小班的松	
	3000	全ての小班的松	
	3201	全ての小班的松	
	3202	全ての小班的松	
	3203	全ての小班的松	
	3204	全ての小班的松	
	3205	全ての小班的松	
	3301	全ての小班的松	
	3302	全ての小班的松	
	3303	全ての小班的松	
	3304	全ての小班的松	
	3305	全ての小班的松	
	3306	全ての小班的松	
	3307	全ての小班的松	

※林班及び小班番号の下2桁は枝番

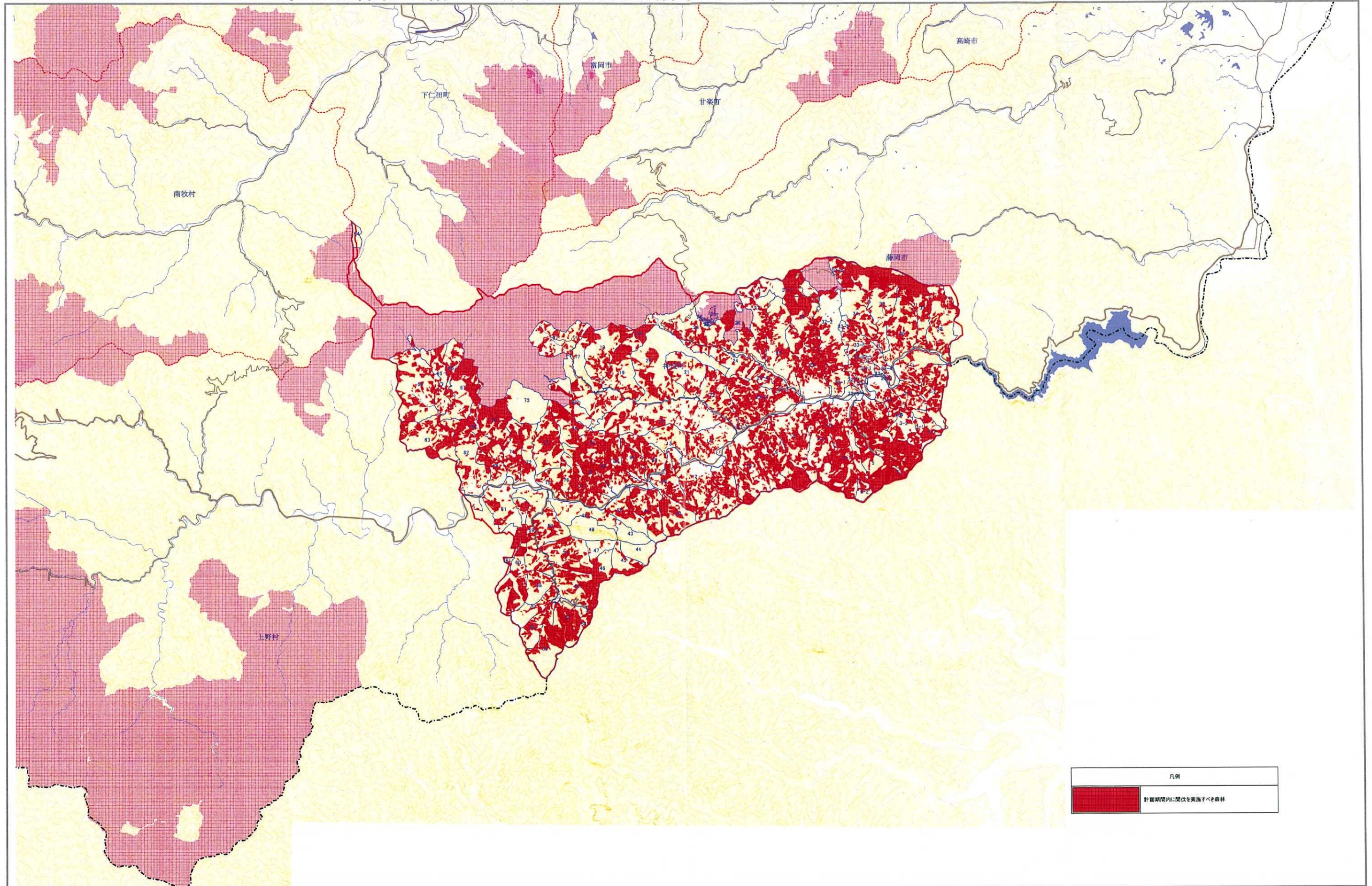


# 地域森林計画対象森林位置図



縮尺: 1/100,000

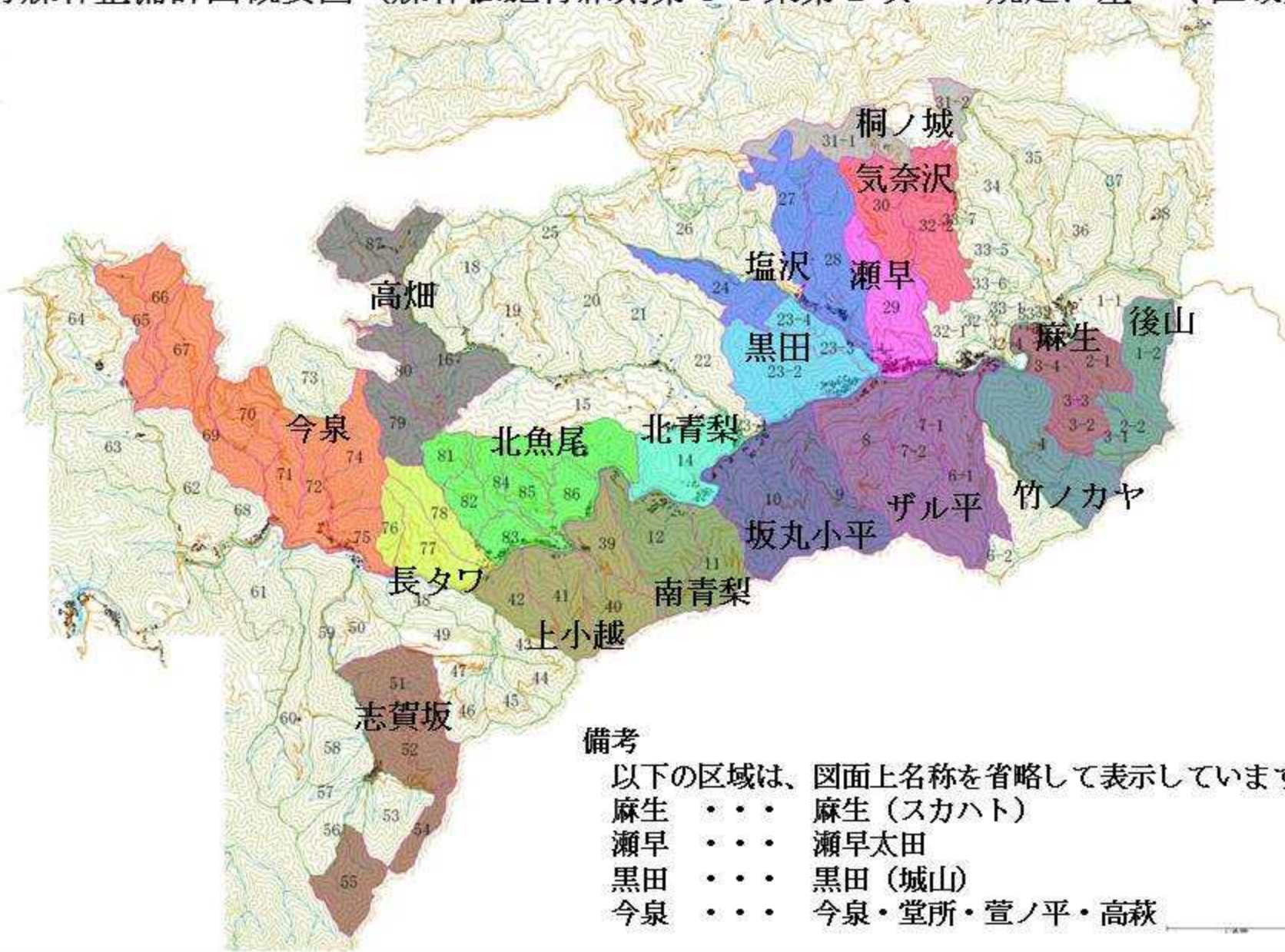
# 市町村森林整備計画概要図（計画期間内に間伐の必要のある森林の区域）



計画期間：令和2年4月1日から令和12年3月31日まで

縮尺：1/50,000

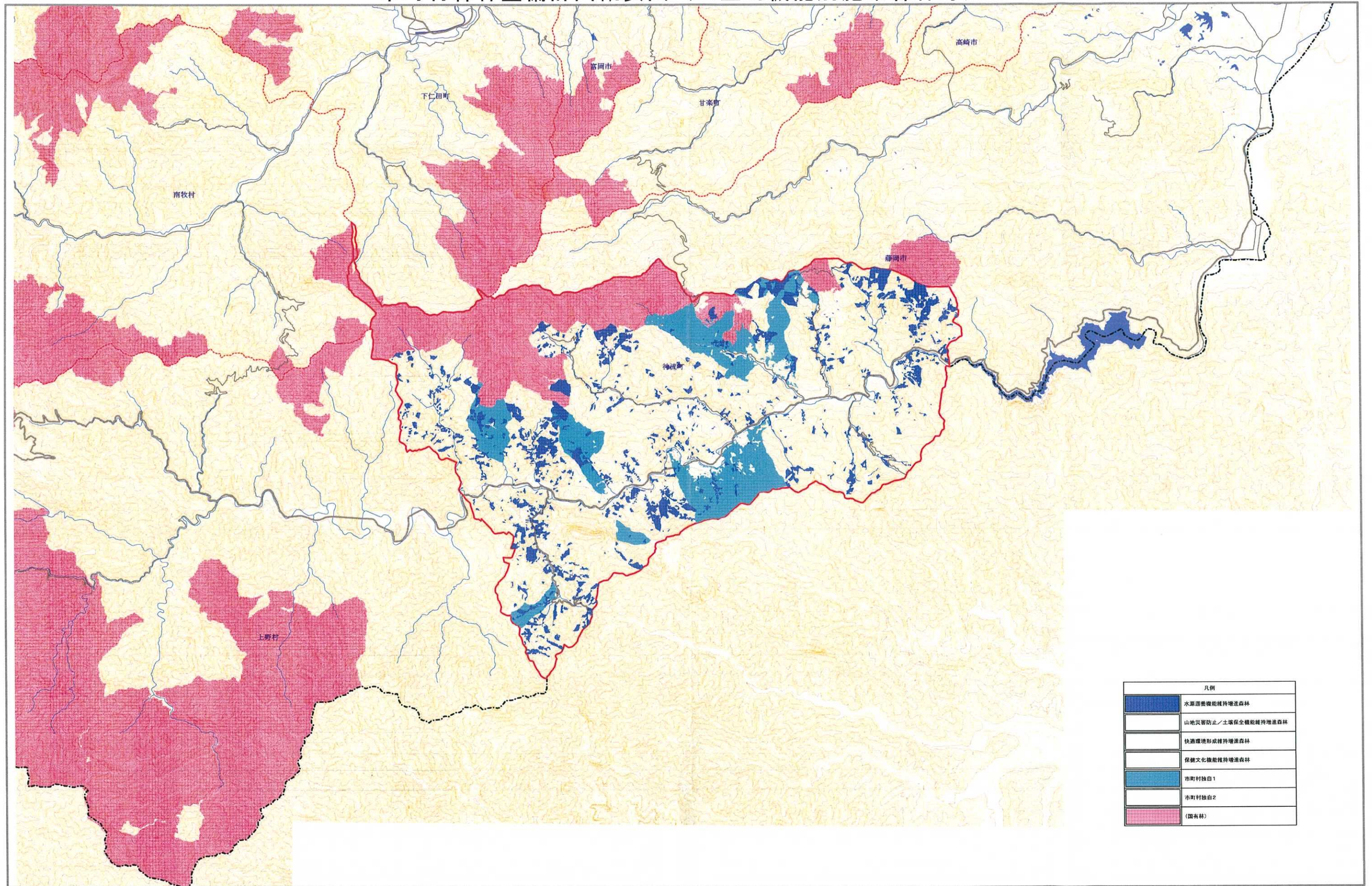
市町村森林整備計画概要図（森林法施行細則第33条第1項ロの規定に基づく区域）



備考

- 以下の区域は、図面上名称を省略して表示しています。
- 麻生 . . . 麻生（スカハト）
  - 瀬早 . . . 瀬早太田
  - 黒田 . . . 黒田（城山）
  - 今泉 . . . 今泉・堂所・萱ノ平・高萩

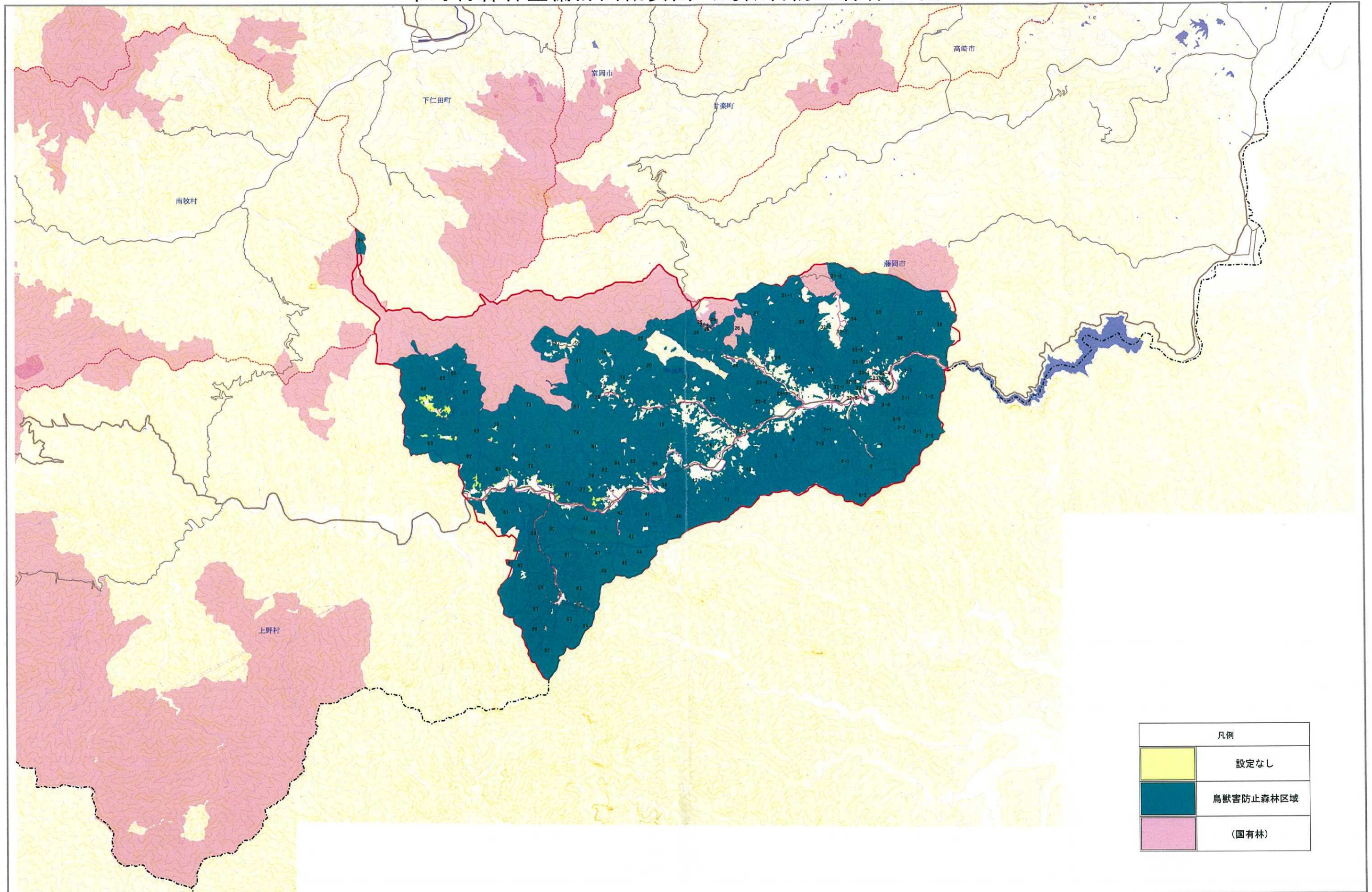
# 市町村森林整備計画概要図（公益的機能別施業森林等）



計画期間：令和2年4月1日から令和12年3月31日まで

縮尺：1/50,000

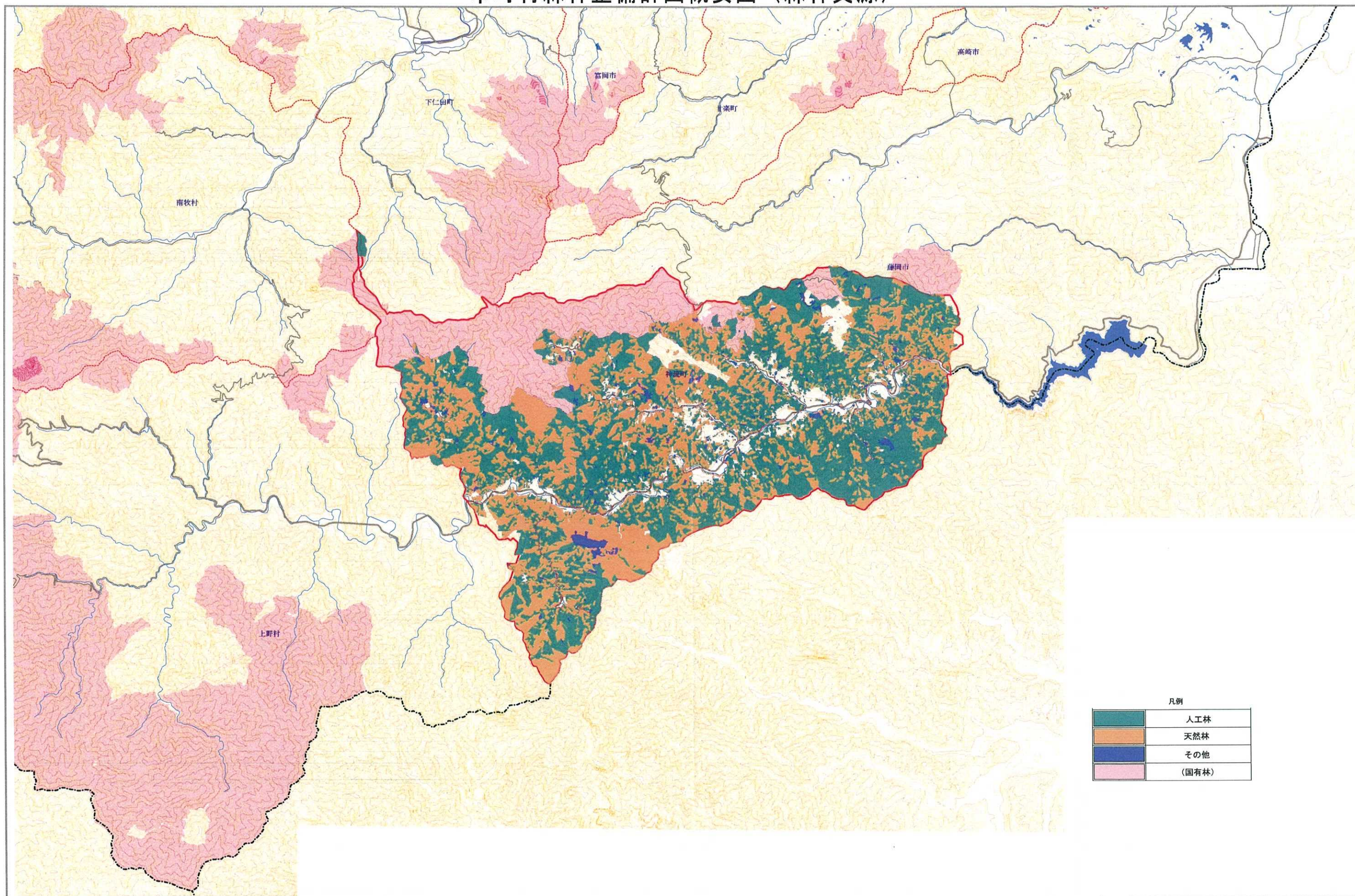
# 市町村森林整備計画概要図（鳥獣害防止森林区域）



計画期間：令和2年4月1日から令和12年3月31日まで

縮尺：1/50,000

# 市町村森林整備計画概要図（森林資源）

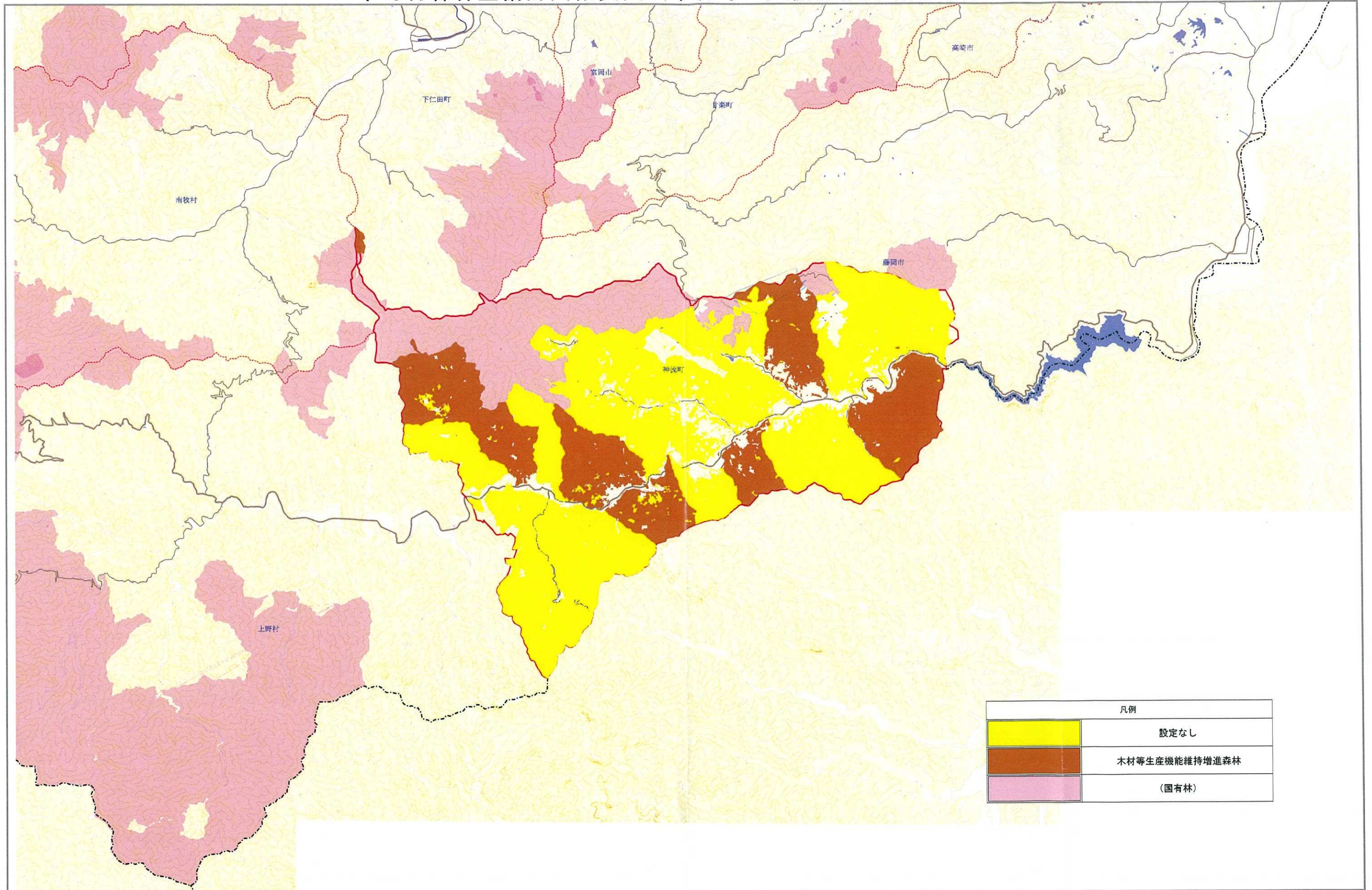


計画期間：令和2年4月1日から令和12年3月31日まで

縮尺：1/50,000



# 市町村森林整備計画概要図（木材等生産機能維持増進森林）



計画期間：令和2年4月1日から令和12年3月31日まで

縮尺：1/50,000